

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による 融資・貸付等の手続きに使用する証明書の手数料を免除

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による緊急事態宣言下において、生活を守るための融資・貸付等の申請手続きの増加が見込まれます。

申請者の費用負担の軽減を図るため、証明書等の交付に係る手数料を下記のとおり免除することとしましたので、お知らせします。

記

1 対象者

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各種融資・貸付等を利用する市民または市内事業者

2 対象とする証明書等

- (1) 納税証明書
- (2) 課税(非課税)証明書
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 住民票の写し

3 対象期間

5月11日(月)申請受付分から当面の間

※5月10日(日)以前に受け付けしたものは、返金できません。

<問い合わせ>

(手数料の免除に関すること)

行財政改革部行革推進課長 渡 邊 電話042-620-7423

(納税証明書及び課税(非課税)証明書に関すること)

税務部税制課長 内 田 電話042-620-7396

(印鑑登録証明書及び住民票の写しに関すること)

市民部市民課長 田 島 電話042-620-7232